

葛城市健康管理システム標準化対応業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

葛城市 保健福祉部 健康増進課

葛城市健康管理システム標準化対応業務公募型プロポーザル実施要領

第1. 業務概要

(1) 業務名

葛城市健康管理システム標準化対応業務

(2) 目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、対象となる20業務を令和7年度（2025年度）までに、国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するとともに、ガバメントクラウド上に構築し運用を開始する必要がある。

健康管理システムの標準化対象分野として、成人保健、母子保健、予防接種があるが、標準化対象外の事業についても、住民サービスや、運用の利便性、効率性を考えた場合、密接にかかわる事業としてサブユニットの活用や、関連システムとして導入を検討する必要がある。

本業務は以上のことを踏まえ、システムの導入・運用開始に際し、市民サービスを低下させずに業務を継続するとともに業務の効率化と生産性の向上を図ることを目的とした調達を行うものである。

(3) 業務の内容

別紙1「葛城市健康管理システム標準化対応業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

本業務に係る契約期間は、下記のとおりとする。

契約締結日から令和8年3月31日（火）

(5) 支払方法

令和6年度及び令和7年度において、それぞれ各年度1回払いとする。

(6) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、下記のとおりとし、上限額を超えた提案は無効とする。

※なお、令和6年度及び令和7年度において、支払限度額は下記のとおりとする。

総額 25,671,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

①標準準拠システム導入経費及び関連システム導入経費

令和6年度 11,110,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和7年度 14,561,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は80点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、別紙2「葛城市健康管理システム標準化対応業務に係る審査実施要領」のとおり。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和6年度において、葛城市入札参加資格を有する事業者であること。
ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧ 地方公共団体が過去5年以内(平成31年4月1日から令和6年3月31日)に発注した健康管理システムの導入実績があること。
- ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の付与認証を取得していること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

(1) 参加資格①に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限:令和6年6月11日(火)午後5時必着
- ② 提出書類:次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出資料一覧	
1	【様式5】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」
	納税証明書 完納証明書(写し可)

5	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が 必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人:納税証明書「その3の3」 個人:納税証明書「その3の2」
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	②市税の完納証明書 ※提出日前3か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの	
7	情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)認証の写し	

※A4 ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和6年6月14日(金)に審査結果をメール又は電話で通知の上、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和6年6月3日(月)
参加申込書提出期限	令和6年6月18日(火)午後5時
募集要領等に関する質問締切	令和6年6月18日(火)午後5時
募集要領等に関する質問回答	令和6年6月20日(木)まで随時
提案書提出締切	令和6年6月28日(金)午後5時
一次審査(書面審査)	令和6年7月2日(火)
一次審査結果通知及び二次審査実施通知	令和6年7月9日(火)
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年7月16日(火)
最終審査結果通知	令和6年7月23日(火)を予定

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和6年6月18日(火)午後5時まで

※郵送の場合は、令和6年6月18日(火)必着とする。

② 提出場所

葛城市 保健福祉部 健康増進課

〒639-2113 奈良県葛城市北花内341番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、施設の閉館日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

④ 参加表明提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

(ア)【様式1】参加申込書

(イ)【様式2】参加資格に関する申立書

(ウ)【様式3】受注実績調書

(エ)【様式4】会社概要書

(オ)情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)認証の写し

⑤ 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を健康増進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式6】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和6年6月18日(火)午後5時まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 保健福祉部 健康増進課

電子メール:kenkouzousin@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-69-9900

なお、件名は「葛城市健康管理システム標準化対応業務質疑」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答(電子メール)とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は、令和6年6月20日(木)まで随時行う。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は(7)の記載に基づき、見積書は(8)の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

① 提出期限

令和6年6月28日(金)午後5時まで

② 提出先

葛城市 保健福祉部 健康増進課

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(4)参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。

④ 提出書類

企画提案書(正)<任意の様式>	1部
企画提案書(副)<任意の様式>	10部
※企画提案書は、業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないこと。	
【別紙4】機能・帳票要件対応可否一覧	1部
【別紙5】帳票詳細要件対応可否一覧	1部
【別紙6】標準化範囲外への対応可否一覧	1部
電子媒体(CD-R等) ※企画提案書、別紙4~6をCD-R等に入れ、提出すること。 ※【別紙4】~【別紙6】はExcel形式であること。	1部
見積書(任意様式)	1部

(7) 企画提案書の作成

- ① 企画提案書表紙(任意様式)
- ② 事業実施スケジュール(任意様式)
- ③ 企画提案書(任意様式)

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は30枚(60ページ)までとすること。ただし、企画提案書表紙を除き、スケジュール及び補足資料を含むこと。

(ウ) 使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

また、脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

(オ) 企画提案書の記載内容は、「【別紙3】評価基準表」の審査事項に留意し、以下の内容の順に作成すること。

審査項目
1. 業務実施体制及びスケジュール
2. システム構成及び機能詳細
3. データ移行
4. 研修及びマニュアル作成
5. 運用・保守関連
6. その他

(8) 見積書作成要領

別紙1「仕様書」に記載する本業務に含まれるすべての費用を記載すること。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

① 運用開始までに必要となる費用

(ア) 標準準拠システム導入経費及び関連システム導入経費(令和6年度)【任意様式】

見積額について、「標準準拠システム導入経費」「関連システム導入経費」「その他経費(ミドルウェア経費・ライセンス料等)」の内訳を記載すること。

ただし、合計金額は11,110,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。

(イ) 標準準拠システム導入経費及び関連システム導入経費(令和7年度)【任意様式】

見積額について、「標準準拠システム導入経費」「関連システム導入経費」「その他経費(ミドルウェア経費・ライセンス料等)」の内訳を記載すること。

ただし、合計金額は14,561,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。

② 運用開始後に必要となる費用

運用保守関連業務費用【任意様式】

システムの利用料や運用保守料、その他必要となる費用の総額(60か月)について、年度ごとの合計金額及び月額金額とそれぞれの内訳費用を記載すること。

運用保守関連業務費用については、二次審査において総合的に審査します。

また、貴社システムの利用に必要な経費はすべて記載すること(ミドルウェア保守料、ガバメントクラウド運用管理補助費用、ガバメントクラウド利用料(参考価格)を含む)。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(9) 選定方法

① 審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙2「葛城市健康管理システム標準化対応業務に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和6年7月23日(火)(予定)に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(10) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(11) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- ⑤ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑥ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑦ 提出された書類は葛城市情報公開条例に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑧ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑨ 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑩ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市 保健福祉部 健康増進課

〒639-2113 奈良県葛城市北花内341番地

(TEL) 0745-69-9900

(Mail) kenkouzousin@city.katsuragi.lg.jp